

平成17年度石川県卸売市場審議会の概要

- 1 開催日時 平成17年9月2日(金)午後1時30分～3時30分
 - 2 開催場所 石川県庁 2F「第202会議室」
 - 3 委員の出席 17名中、16名 出席
 - 4 概 要
- (1) 開会挨拶 東方農林水産部長
- (2) 議長選任 石川県卸売市場条例の規定に基づき、丸山会長を選任
- (3) 石川県卸売市場整備計画の現状と見通しについて(事務局から説明)
- (4) 第8次石川県卸売市場整備計画の策定にかかる今後の予定について(事務局から説明)
- 9～10月にかけて、各卸売市場の開設者に整備内容を確認する。
 - 11月に、水産物産地市場の再編について県漁連と打合せをする。
 - 12月以降に「第8次石川県卸売市場整備計画」の策定(案)を審議する。

(5) 意見交換

国の第8次中央卸売市場整備計画の内容について

委 員

- ・ 国の第8次中央卸売市場整備計画の内容は、どのようなものか。

事 務 局

- ・ 第8次中央卸売市場整備計画では、食の安全・安心と効率的な流通システムに資する施設整備の実施に関すること、取扱量あるいは取扱金額の減少を踏まえて、中央卸売市場どうしの再編や中央卸売市場から地方卸売市場への転換計画に関することを定めている。

本県の消費人口、需要量等の現状と見通しについて

委 員

- ・ 消費人口の減少については、どのように解釈すればよいのか。
- ・ 輸入ものが非常に増えていることを実感するが、卸売市場における輸入動向はどのようなものか。

事 務 局

- ・ 県内の人口は、「石川県の人口分析」(県統計情報室)によると、平成10年をピークに暫減傾向となる。このことに伴い消費人口も減少する。
- ・ 卸売市場における輸入品については、データを調べて、後程、提出する。

第8次計画を策定するに当たっての検討のポイントについて

委員

- ・ 卸売市場の活性化対策として、どのようなことを考えているのか。
- ・ インターネット取引とは、どのようなものか。

事務局

- ・ 卸売市場の法律が改正され、例えば、インターネット取引とか、買付集荷、第三者販売といったことが可能になったことから、これらの取引を通じて、市場の活性化を図る必要があると考えている。
- ・ インターネット取引とは、現在のように品物を市場に揃えなくても、卸売業者が産地と買受け者との間に立ち、電子情報のやりとりにより売買行為を行い、取引が成立した物については、産地から直接買い手の集配センターへ運ぶことにより流通の効率化を図るものである。

その他について

委員

- ・ 無農薬野菜等のチェックは、どうなっているのか。
- ・ 中央卸売市場の開設区域内に地方の産地卸売市場（販売所）があるが、その辺の棲み分けといったものはどうなのか。

事務局

- ・ 卸売市場では、保健所等の機関を通じて、食品の検査（残留農薬等）をしている。
- ・ 全国的にも中央卸売市場の開設区域内に地方卸売市場がある例もみられる。少量の品物の取引には、地方卸売市場も必要であると考える。

もともと市場というものは、自然発生的に出てきたというふうに考える。市場について行政が関与するということは、県民の方々に安定的に、しかも非常に安全な形で供給されることが望ましいからであり、そこに価値があるためと考える。

市場間の競争が確認される中で、安全・安心が確認されるのが一番よく、無理やりに統合するものではないと考える。

- 以 上 -